

公益社団法人神奈川県病院協会事務長部会規則の一部改正(案)について

1 改正の趣旨

事務長部会における病院経営に関する諸問題について研究・調査や会員相互の知識習得等をさらに進めるため、次のとおり、規則の一部を改正する。

2 改正内容

第5条第4項を削除する。

第6条第1項中、「及び予備幹事」を削除する

第9条第1項の「全体幹事会」を削除するとともに、同条第3項及び第5項を削除し、各項の項番を繰り上げる。

第10条第2項中「研究・調査班」を「研究・調査・研修班」に改めるとともに、同条第3項を削除する。

第11条中、「の決議」を削除する。

上記一部改正にあわせ文言整理するとともに、「本会」を「部会」に改める。

別表中、「予備幹事の人数」欄を削除し、当該欄に記載された数を「地区幹事の人数」欄の記載の数に加算する。

(詳細は新旧対照表のとおり)

3 施行期日 令和8年4月1日

公益社団法人神奈川県病院協会事務長部会規則の一部改正(案) 新旧対照表

改正(案)	改正前(現行)
<p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、<u>公益社団法人</u>神奈川県病院協会事務長部会(以下「<u>部会</u>」という。)と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 <u>部会</u>の事務所は、<u>公益社団法人</u>神奈川県病院協会(以下「<u>協会</u>」という。) の事務局内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 <u>部会</u>は、協会役員と協調を保ちながら、次の事業を行う。</p> <p>(1) <u>協会</u>の会員病院(以下「<u>会員</u>」という。)相互の緊密な連携を図るため、 情報交換を行う。</p> <p>(2) 病院運営に関する諸問題についての研究・調査を行う。</p> <p>(3) 会員相互の知識習得のため、研修会を行う。</p> <p>(4) その他<u>部会</u>が必要と認める事業を行う。</p> <p>(部会員)</p> <p>第 4 条 <u>部会</u>の部会員は、協会の会員の事務長(事務部長、事務局長)又は、それに準ずる職員とする。</p> <p>2 <u>部会</u>の部会員が転職・退職及び死亡等により、その職を辞したときは、その後任者を<u>部会</u>の部会員とする。</p>	<p>(名称)</p> <p>第 1 条 本会は、<u>社団法人</u>神奈川県病院協会事務長部会(以下「<u>本会</u>」という。)と称する。</p> <p>(事務所)</p> <p>第 2 条 本会の事務所は、<u>社団法人</u>神奈川県病院協会(以下「<u>協会</u>」という。) の事務局内に置く。</p> <p>(目的)</p> <p>第 3 条 本会は、協会役員と協調を保ちながら、次の事業を行う。</p> <p>(1) 本会の会員病院(以下「<u>会員</u>」という。)相互の緊密な連携を図るため、 情報交換を行う。</p> <p>(2) 病院運営に関する諸問題についての研究・調査を行う。</p> <p>(3) 会員相互の知識習得のため、研修会を行う。</p> <p>(4) その他<u>本会</u>が必要と認める事業を行う。</p> <p>(部会員)</p> <p>第 4 条 本会の部会員は、協会の会員の事務長(事務部長、事務局長)又は、それに準ずる職員とする。</p> <p>2 本会の部会員が転職・退職及び死亡等により、その職を辞したときは、その後任者を<u>本会</u>の部会員とする。</p>

改正(案)	改正前(現行)
<p>(役員)</p> <p>第 5 条 <u>部会</u>の役員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表幹事 1名</p> <p>(2) 副代表幹事 3名以内</p> <p>(3) 地区幹事 別表による。</p> <p>(<u>削除</u>)</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 6 条 地区幹事_____は、地区病院協会長の推薦に基づき、神奈川県病院協会長(以下「会長」という。)が選任する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて推薦幹事を若干名選任することができる。</p> <p>3 代表幹事及び副代表幹事は、推薦幹事及び地区幹事の互選により選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 7 条 役員任期は、2年とする。ただし、補充等による役員任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、辞任し又は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>	<p>(役員)</p> <p>第 5 条 本会の役員は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 代表幹事 1名</p> <p>(2) 副代表幹事 3名以内</p> <p>(3) 地区幹事 別表による。</p> <p>(4) 予備幹事 別表による。</p> <p>(役員を選任)</p> <p>第 6 条 地区幹事及び予備幹事は、地区病院協会長の推薦に基づき、神奈川県病院協会長(以下「会長」という。)が選任する。</p> <p>2 会長は、必要に応じて推薦幹事を若干名選任することができる。</p> <p>3 代表幹事及び副代表幹事は、推薦幹事及び地区幹事の互選により選任する。</p> <p>(役員任期)</p> <p>第 7 条 役員任期は、2年とする。ただし、補充等による役員任期は、前任者の残存期間とする。</p> <p>2 役員は、再任されることができる。</p> <p>3 役員は、辞任し又は、任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行うものとする。</p>

改正(案)	改正前(現行)
<p>(特別顧問)</p> <p>第 8 条 部会に、特別顧問を置くことができる。</p> <p>2 特別顧問は、部会に功労のあった者の中から幹事会が推薦する。</p> <p>3 特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。</p> <p>4 特別顧問は、代表幹事の要請により会議に出席し、意見を述べるができる。</p>	<p>(特別顧問)</p> <p>第 8 条 この会に、特別顧問を置くことができる。</p> <p>2 特別顧問は、この会に功労のあった者の中から幹事会が推薦する。</p> <p>3 特別顧問の任期は、2年とする。ただし、再任されることができる。</p> <p>4 特別顧問は、代表幹事の要請により会議に出席し、意見を述べるができる。</p>
<p>(会議)</p> <p>第 9 条 部会の会議として、_____幹事会を置く。</p> <p>2 会議は、代表幹事が招集し、会議の議長を務める。</p>	<p>(会議等)</p> <p>第 9 条 本会の会議は、全体幹事会と幹事会とする。</p> <p>2 会議は、代表幹事が招集し、会議の議長を務める。</p>
<p>(削除)</p> <p>3 幹事会は、原則として、_____月1回開催する。</p> <p>4 会議_には、必要に応じて協会役員及び協会参加者が出席することができる。</p>	<p>3 全体幹事会は、年3回(5月、9月、1月)開催する。</p> <p>4 幹事会は、全体幹事会の開催月を除き、月1回開催する。</p> <p>5 会議等には、必要に応じて協会役員及び協会参加者が出席することができる。</p>
<p>(削除)</p> <p>5 代表幹事は、必要に応じて関係者等をオブザーバーとして出席させることができる。</p>	<p>6 幹事会に地区幹事が出席できないときは、予備幹事が代理出席することができる。</p> <p>7 代表幹事は、必要に応じて関係職員等をオブザーバーとして出席させることができる。</p>

改正(案)	改正前(現行)
<p>(事業運営)</p> <p>第10条 部会の事業を推進するために、次の事業班を置く。</p> <p>(1) 情報収集・提供班</p> <p>(2) 研究・調査・研修班</p> <p style="text-align: center;"><u> (削除)</u></p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この規則に定めのない事項について___は、第9条に規定する幹事会に委ねるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第12条 部会に関する旅費は、協会が別に定める規程により支給する。</p> <p>(規則の改正)</p> <p>第13条 この規則は、幹事会の過半数による議決を得なければ、改正することができない。</p>	<p>(事業運営)</p> <p>第10条 本会の事業を推進するために、次の事業班を置く。</p> <p>(1) 情報収集・提供班</p> <p>(2) 研究・調査班</p> <p>(3) 研修班</p> <p>(委任)</p> <p>第11条 この規則に定めのない事項についての決議は、第9条に規定する幹事会に委ねるものとする。</p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第12条 本会に関する旅費は、協会が別に定める規程により支給する。</p> <p>(規則の改正)</p> <p>第13条 この規則は、幹事会の過半数による議決を得なければ、改正することができない。</p>

改正(案)	改正前(現行)
<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成9年11月20日から施行する。</p> <p>2 本会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成12年 3月31日までとする。</p> <p>3 この規則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から 適用する。</p> <p>4 この規則は、平成27年6月17日から適用する。</p> <p>5 この規則は、<u>令和8年4月1日</u>から適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>1 この規則は、平成9年11月20日から施行する。</p> <p>2 本会の設立当初の役員の任期は、第7条の規定にかかわらず、平成12年 3月31日までとする。</p> <p>3 この規則は、平成20年5月14日から施行し、平成20年4月1日から 適用する。</p> <p>4 この規則は、平成27年6月17日から適用する。</p>

改正(案)		改正前(現行)		
別表		別表		
地区幹事及び予備幹事		地区幹事及び予備幹事		
地区病院協会名	地区幹事の人数	地区病院協会名	地区幹事の人数	予備幹事の人数
横浜市病院協会	5	横浜市病院協会	4	1
川崎市病院協会	3	川崎市病院協会	2	1
相模原市病院協会	2	相模原市病院協会	1	1
三浦半島病院会	3	三浦半島病院会	1	1
鎌倉市医師会病院会		鎌倉市医師会病院会	1	
湘南病院協会	2	湘南病院協会	1	1
湘南西部病院協会	2	湘南西部病院協会	1	1
厚木病院協会	3	厚木病院協会	1	1
大和・高座病院協会		大和・高座病院協会	1	
小田原医師会病院会	3	小田原医師会病院会	1	1
足柄上病院会		足柄上病院会	1	
計	23	計	15	8